個人情報ファイル簿（単票）

<table>
<tr><td colspan="2">個人情報ファイルの名称</td><td colspan="6">児童手当現況届</td></tr>
<tr><td colspan="2">責任を有する課室の名称</td><td colspan="6">こども課</td></tr>
<tr><td colspan="2">個人情報ファイルの利用目的</td><td colspan="6">出生～高等学校卒業までの児童を養育している受給者への児童手当支給又は受給者台帳整備</td></tr>
<tr><td rowspan="2">記録項目</td><td>基本的事項</td><td>■氏名
■性別
■生年月日（年齢）
■住所
■電話番号
□本籍・国籍
■続柄
□その他（　　）</td><td>家庭生活</td><td>□親族関係
□婚姻歴
□家庭状況
□居住状況
□その他（　　）</td><td>社会生活</td><td>□職業・職歴
□学業・学歴
□資格
□賞罰
□成績・評価
□その他（　　）</td></tr>
<tr><td>資産・収入等</td><td>□資産状況
■収入状況
□課税状況
□納税状況
□取引状況
□公的扶助
■預金口座番号
□その他（　　）</td><td>個人識別符号</td><td>□運転免許証番号
□旅券番号
■マイナンバー
□住民票コード
□健康保険証番号
□基礎年金番号
□その他（　　）</td><td>その他の事項</td><td>□映像・画像・音声
□健康診断以外の方法で入手した身体情報
□失権者
□その他（　　）</td></tr>
<tr><td colspan="2">記録範囲</td><td colspan="6">児童手当受給者及びその対象児童</td></tr>
<tr><td colspan="2">記録情報の収集方法</td><td>■本人
□本人以外⇒</td><td colspan="4">□実施機関内
□他の実施機関
□国、地方行政法人等、他の地方公共団体又は地方独立行政法人（　　）
□民間団体・私人（　　）
□その他（　　）</td></tr>
<tr><td colspan="2">要配慮個人情報が含まれるときは、その旨</td><td colspan="2">□含まれている
■含まれていない</td><td>□人種
□宗教・思想・信条
□社会的身分
□犯罪の経歴
□犯罪による被害の事実</td><td colspan="2">□障害
□病歴
□健康診断の結果
□診断内容・指導、調剤内容
□その他（　　）</td></tr>
<tr><td colspan="2">記録情報の経常的提供先</td><td>■無
□有⇒</td><td colspan="4">□他の実施機関
□国、独立行政法人等、他の地方公共団体又は地方独立行政法人
□民間団体・私人（　　）
□その他（　　）</td></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="2">開示請求等を受理する組織の名称及び所在地</td><td colspan="6">（名　称）楢葉町　総務課</td></tr>
<tr><td colspan="6">（所在地）福島県双葉郡楢葉町大字北田字鐘突堂５番地の６</td></tr>
<tr><td colspan="3">訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等</td><td colspan="4">なし</td></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="2">個人情報ファイルの種別</td><td colspan="2">■法第 60 条第 2 項第 1 号
（電算処理ファイル）</td><td colspan="2">□法第 60 条第 2 項第 2 号
（マニュアル処理ファイル）</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="5">政令第 21 条第 7 項に該当するファイル　□有　■無
（法第 60 条第 2 項第 1 号に掲げるもののほか、一定の事務の目的を達成するために氏名、生年月日、その他の記述等により特定の保有個人情報を容易に検索することができるように体系的に構成したもの）</td></tr>
</table>